

千歳市指定管理者制度導入の基本的な考え方

平成19年4月改訂

目 次

指定管理者制度導入の背景及び趣旨

1	指定管理者制度の法制化について	1
2	指定管理者の業務の内容について	1
3	指定管理者が行う業務の範囲について	1
4	指定管理者制度と従来の管理委託、業務委託の違いについて	2

千歳市指定管理者制度導入の基本的な考え方

1	千歳市公の施設の指定管理者制度導入計画について	3
2	指定管理者制度導入事務の流れについて	4
3	指定管理者の指定期間について	5
4	公募について	5
5	利用料金制について	5
6	指定管理者選定委員会の設置について	5
7	個人情報の保護について	5
8	情報公開について	6
9	指定管理者の事業内容等の点検について	6

指定管理者制度導入の背景及び趣旨

1 指定管理者制度の法制化について

「公の施設」の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。平成 15 年 6 月公布・9 月施行）により、従来の地方公共団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度から、民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う制度に転換した。

この指定管理者制度とは、「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」（総務省通知平成 15 年 7 月 17 日総行 87 号）である。

2 指定管理者の業務の内容について

（１）指定管理者の業務内容については、次のとおりである。

- ア 施設の日常的な運営管理
- イ 事業の実施
- ウ 利用許可承認に関する業務
- エ その他施設の管理に係る業務

（２）指定管理者は、次の個別業務を第三者に委託することはできるが、管理全体における業務を一括して、さらに第三者へ委託することはできない。

- ア 施設の清掃業務
- イ エレベーターの保守管理
- ウ 施設の維持補修等のメンテナンス
- エ 施設の警備業務（常駐警備・機械警備など）
- オ その他個別業務

3 指定管理者が行う業務の範囲について

業務の範囲とは、公の施設の「使用許可承認の扱い」や「維持管理の範囲」など、指定管理者が行う業務を具体的に定めたものをいい、その内容は個々の施設の設置条例で定めることとなる。

4 指定管理者制度と従来の管理委託、業務委託の違いについて

	管理委託	業務委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定	限定無し 議員、長についての兼業禁止規定あり（地方自治法92条の2、142条）	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要ではない。個人は不可。
法的性格	「公法上の契約関係」 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務又は業務の執行の委託	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務又は業務の執行の委託	「管理代行」 指定（行政処分）により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する 「管理の基準」及び「業務の範囲」は条例で定める
施設の使用許可	受託者ではない		指定管理者が行うことができる
基本的な利用条件の設定	受託者ではない		条例で定めることを要し、指定管理者はできない
不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者ではない		指定管理者はできない
公の施設の設置者としての責任	市		
利用者に損害を与えた場合	市にも責任が生じる		
利用料金制	採ることができる	採ることはできない	採ることができる

公法とは、国等と個人との関係を規律する法の総称で、憲法・地方自治法などが中心。私法とは、私人間の権利義務関係など私的生活上の法律関係を規律する法規範で、民法・商法などが中心。

指定管理者の指定は行政処分であり、権限自体は議会の議決によって生じるものであることから、契約を締結する必要はないが、管理の実施にあたっての詳細事項については、協定により定める。

千歳市指定管理者制度導入の基本的な考え方

1 千歳市公の施設の指定管理者制度導入計画について

平成17年11月1日策定
平成19年2月19日改正

1 平成18年度導入施設（19施設）

番号	施設名	根拠条例	所管部	所管課
1	千歳市交通安全教育施設	千歳市交通安全教育施設設置条例	市民環境部	市民生活課
2	千歳市東雲会館	千歳市共同利用施設条例		
3	千歳市末広会館	千歳市共同利用施設条例		
4	千歳市千寿園	千歳市養護老人ホーム設置条例	保健福祉部	高齢者支援課
5	千歳市在宅福祉総合センター	千歳市在宅福祉設置条例		
6	千歳市祝梅在宅福祉センター	千歳市在宅福祉設置条例		
7	美笛キャンプ場	千歳市観光施設条例	産業振興部	観光振興課
8	ポロピナイキャンプ場	千歳市観光施設条例		
9	千歳市サーモンパーク	千歳市サーモンパーク条例		農林振興課
10	千歳市営牧場	千歳市営牧場条例		
11	千歳市育成畜舎	千歳市育成畜舎条例		
12	千歳市都市公園	千歳市都市公園条例		
13	千歳市北大通広場・南大通広場等	千歳市公共広場条例	建設部	都市整備課
14	千歳市グリーンベルト地下駐車場	千歳市駐車場条例		
15	千歳市青少年会館	千歳市青少年会館条例		
16	千歳市開基記念総合武道館	千歳市開基記念総合武道館条例		
17	千歳市スポーツセンター	千歳市スポーツセンター条例	スポーツ振興課	
18	ふれあいセンター	千歳市体育施設設置条例		
19	千歳市民球場・庭球場等	千歳市体育施設設置条例		

2 平成19年度導入施設（5施設）

番号	施設名	根拠条例	所管部	所管課
20	千歳市千歳霊園	千歳市霊園及び墓地条例	市民環境部	市民生活課
21	千歳市末広第1霊園・第2霊園	千歳市霊園及び墓地条例		
22	千歳市葬斎場	千歳市火葬場条例		
23	千歳市立図書館	千歳市立図書館条例	教育委員会教育部	図書館
24	千歳市民文化センター（市民ギャラリー含）	千歳市民文化センター条例・千歳市立公民館条例		文化センター

3 平成20年度導入施設（1施設）

番号	施設名	根拠条例	所管部	所管課
25	千歳市立千歳公民館	千歳市立公民館条例	教育委員会教育部	公民館

4 平成21年度導入施設（1施設）

番号	施設名	根拠条例	所管部	所管課
26	千歳市温水プール	千歳市温水プール条例	教育委員会教育部	温水プール

5 直営とする施設（16施設）

番号	施設名	根拠条例	所管部	所管課
27	千歳市支笏湖市民センター	千歳市共同利用施設条例	総務部	支笏湖支所
28	千歳市農民研修センター	千歳市農民研修センター条例		東部支所
29	千歳市労働会館	千歳市労働会館条例	市民環境部	市民生活課
30	千歳市北新コミュニティセンターほか9	千歳市コミュニティセンター条例		
31	蘭越生活館	千歳市生活館設置条例	保健福祉部	福祉課
32	児童館（5）	千歳市児童館条例		児童家庭課
33	保育所（4）	千歳市保育所条例		保育課
34	へき地保育所（6）	千歳市保育所条例		
35	こどもデイケアルーム	千歳市病後児保育施設条例		健康推進課
36	千歳市総合福祉センター	千歳市総合福祉センター条例		
37	千歳市千歳コミュニティセンター	千歳市コミュニティセンター条例		
38	千歳市公設卸売市場	千歳市公設地方卸売市場条例		
39	千歳市営住宅（14団地）	千歳市営住宅条例	建設部	住宅課
40	千歳市市民スキー場	千歳市市民スキー場設置条例	教育委員会教育部	スポーツ振興課
41	千歳市営水泳プール	千歳市体育施設設置条例		スポーツ振興課
42	千歳公民館分館（11）	千歳市立公民館条例		公民館

2 指定管理者制度導入事務の流れについて

年 度	月	事 務 内 容	
		事 務 局	所 管 課 等
導入前々年度	12月 }		施設の設置条例・規則等の整備
	3月		
導入前年度	4月 }		指定管理者募集要項の策定
	6月		
	7月	ホームページに募集要項を掲載	指定管理者の公募の告示
		広報ちとせに募集施設を掲載	
		応募団体説明会の開催	
	8月		応募の受付・取りまとめ
	9月	選定委員会開催	
	10月	指定管理者候補者の決定	
	11月	ホームページに指定管理者候補者選定結果を掲載	指定管理者応募団体への通知
			指定管理者候補者と仮協定の締結
			指定に係る議案の作成
	12月		指定管理者の指定の議決
			指定管理者の指定の告示
			指定管理者指定通知書の送付
			指定管理者と協定の締結
導入年度	1月 }	ホームページ及び広報ちとせに指定管理者を掲載	指定管理者との事務打合せ
	3月		<ul style="list-style-type: none"> ・電気料、ガス料、上下水道料、燃料費、NHK受信料の名義変更について ・消防届出関係書類の整備について ・各種申請書等の作成について ・施設利用者アンケートの実施について ・その他の事項について
	4月	指定管理者による公の施設の管理の実施	

3 指定管理者の指定期間について

指定期間については、従前の委託契約のように単年ではなく、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、長期固定化による弊害の排除等から総合的に判断し、概ね3年を基本とする。

4 公募について

指定管理者の公募は、入札方式などと異なり登録制はとらないため、あらゆる事業者の応募が可能となる。

制度導入の趣旨が、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで管理経費を削減し、行政の効率化を図り、同時に利用者の満足度を上げ、より多くの利用者確保をねらいとすることから、競争原理が働く公募を採用する。

5 利用料金制について

利用料金制は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が、施設の設置条例で定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ市の承認を得て、利用料金を設定することにより、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受できる制度であり、公の施設の管理運営にあたって、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、コスト面の効率化や市民サービスの向上につながるものと考えられる。

このことから、平成19年度以降に指定管理者制度を導入する施設のうち、利用料金制を導入することにより、効果的、効率的な施設の運営管理及び市民サービスの向上が図られると認められる施設については、利用料金制を導入することとする。

6 指定管理者選定委員会の設置について

指定管理者候補者の選定等に関する事務を行うため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、委員長に副市長、副委員長に総務部長、委員に企画部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長及び教育部長その他委員長が特に認めた者をもって構成する。

選定委員会では、各所管課から提出された指定管理者の応募書類等により、各施設の指定管理者候補者の選定を行う。

指定管理者選定委員会	
委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	企画部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、教育部長

7 個人情報の保護について

千歳市個人情報保護条例（平成7年千歳市条例第16号。以下「保護条例」という。）の規定に基づき、指定管理者からの個人情報の改ざん、滅失、毀損その他事故を防止するとともに適正な管理及び安全の保護を図る。また、協定には指定管理者が個人情報の保護を遵守するための規定を盛り込むこととする。

8 情報公開について

(1) 指定管理者応募団体申請書の情報公開

指定管理者の決定までの間、申請書類の著作権は申請者に帰属するものとする。ただし、市は指定管理者選定委員会における指定管理者候補者の選定にあたり、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。

指定管理者の決定後、指定された団体の申請書類の著作権は市に帰属し、指定されなかった団体の申請書類の著作権は申請者に帰属するものとする。

指定管理者に決定した団体の申請書類の情報公開については、千歳市情報公開条例（平成 5 年千歳市条例第 14 号。以下「公開条例」という。）の規定に基づき取り扱うこととする。

(2) 選定委員会の非公開

選定委員会を公開した場合、発言者が特定されることから、応募団体の評価に対し、各委員からの率直な意見交換が損なわれるおそれが想定されるとともに、具体的な法人の技術情報や信用情報にかかわる内容が取り上げられる可能性があることから非公開とする。

(3) 指定管理者に対する情報公開請求

指定管理者による運営開始後の情報公開請求については、公開条例の規定に基づき取り扱う。

9 指定管理者の事業内容等の点検について

(1) 事業報告

指定管理者の事業報告については、「千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第 8 条中に「毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない」と規定されているが、所管課は条例で規定される事業報告書を提出させるだけでなく、指定管理者による施設のサービスの水準の確保と適正な運営の確保をするための事業実施内容の点検をどのように行うのか決めておく必要がある。

また、指定管理者が倒産した場合などは、公の施設の利用に大きな影響を与えることから、指定管理者が管理している公の施設の収支状況だけでなく、指定管理者の経営状況についても十分把握しておくことが必要となる。

(2) 事業報告書の報告事項

- ア 管理業務の実施状況
- イ 使用料又は利用料金の収入実績
- ウ 管理にかかる経費の収支状況
- エ その他指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項